毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

目 次

規 則

○福島県証明事務手数料条例に基づ く知事の権限を教育委員会等に委

> ○平成二十三年東北地方太平洋沖地 震に基づく災害の被災者に対する 任する規則

○福島県生活保護法施行細則の を改正する規則 等に関する条例施行規則 一部

手数料等の免除、納入期限の延長

規

則

二十三年東北地方太平洋沖地震に基づく災害の被災者に対する手数料等の免除、 限の延長等に関する条例施行規則及び福島県生活保護法施行細則の一部を改正する規則 をここに公布する。 福島県証明事務手数料条例に基づく知事の権限を教育委員会等に委任する規則、平成 納入期

平成二十三年六月二十一日

福島県知事 佐 藤 雄 平

福島県規則第四十八号

福島県証明事務手数料条例に基づく知事の権限を教育委員会等に委任する

公安委員会の所掌する事務に係る知事の権限にあっては警察署長に委任する。 の権限のうち、教育委員会の所掌する事務に係る知事の権限にあっては教育委員会に、 福島県証明事務手数料条例(平成二十三年福島県条例第三号)第五条に規定する知事

この規則は、平成二十三年七月一日から施行する。

総 務 課

福島県規則第四十九号

1

等の免除、納入期限の延長等に関する条例施行規則 平成二十三年東北地方太平洋沖地震に基づく災害の被災者に対する手数料

> 規定する規則で定めるものは、それぞれ次の表の下欄に掲げる手数料とする。 四の項上欄に規定する規則で定めるものは、次の表の上欄に掲げる者とし、同項下欄に 納入期限の延長等に関する条例(平成二十三年福島県条例第六十二号)別表第一の百十 平成二十三年東北地方太平洋沖地震に基づく災害の被災者に対する手数料等の免除、

高県条列第七十三号)第三条第一項 表一の項に規定するクリーニング所の検査 受けようとする者 ではあるとする者	が業去施庁条列(平成十一年)第一条の表七の項に施設の変更(構造設備を受けよる。)の許可を受けよる。)の許可を受けよ	る者に係るものを除く。)の許可を受けようとすする興行場営業(臨時興行場及び仮設興行場島県条例第四十六号)第十四条第一項に規定ニ 福島県興行場法施行条例(昭和五十九年福ニ	業の登録を受けようとする者第三条第一項の表一の項に規定する動物取扱行条例(昭和五十五年福島県条例第十八号)二 福島県動物の愛護及び管理に関する法律施	する浴場業の許可の申請者福島県条例第五十四号)第七条第一項に規定一 福島県公衆浴場法施行条例(昭和四十四年	区分
食店	リ 護	興行場営業許可申請手数料	動物取扱業登録申請手数料	浴場業許可申請手数料	手 数 料
	「一十十二年記書」 「一十十二年記書」 「一十十二年記書」 第三条第一項の受けようとする者 ではようとする者 ではようとする者 ではようとする者 ではようとする者 ではまっとする者 ではまっとする者 ではまっとする者 ではまっとする者 ではまっとう で	福島県介護保険法施行条例(平成十一年福島県条例第六十四号)第一条の表七の項に規 をする介護老人保健施設の変更(構造設備の 変更を伴うものに限る。)の許可を受けよう とする者 とする者 一個島県条例第七十三号)第三条第一項の 定する介護・一日の項に規定するクリーニング所の検査を 受けようとする者	福島県外第四十六号)第十四条第一項に規定 高県条例第四十六号)第十四条第一項に規定 する興行場営業(臨時興行場及び仮設興行場 に係るものを除く。)の許可を受けようとする者 福島県条例第六十四号)第一条の表七の項に規 定する介護老人保健施設の変更(構造設備の 定する介護老人保健施設の変更(構造設備の 定する介護老人保健施設の変更(構造設備の 定する介護老人保健施設の変更(構造設備の 定する介護老人保健施設の変更(構造設備の 定する介護とする者 福島県食品衛生法施行条例(平成十二年福島県食品衛生法施行条例(平成十二年福島県食品衛生法施行条例(平成十二年福島県食品衛生法施行条例(平成十二年福島県食品衛生法施行条例(平成十二年福 福島県食品衛生法施行条例(平成十二年福 福島県食品衛生法施行条例(平成十二年福 福島県食品衛生法施行条例(平成十二年福 福島県食品衛生法施行条例(平成十二年福 福島県食品衛生法施行条例(平成十二年福 福島県食品衛生法施行条例(平成十二年福 福島県食品衛生法施行条例(平成十二年福 福島県食品衛生法施行条例(平成十二年福 福島県条例第四十六号)第一段第一段第一段第一段第一段第一段第一段第一段第一段第一段第一段第一段第一段第	福島県動物の愛護及び管理に関する法律施 特三条第一項の表一の項に規定する動物取扱 第三条第一項の表一の項に規定する動物取扱 第三条第一項の表一の項に規定する動物取扱 第三条第一項の表一の項に規定する動物取扱 第三条第一項の表一の項に規定する動物取扱 第三条第一項の表一の項に規定する動物取扱 第三条第一項の表一の項に規定する動物取扱 を更を伴うものに限る。)の許可を受けようとする者 に係るものを除く。)の許可を受けようとする者 福島県条例第六十四号)第一条の表七の項に規定 でする介護老人保健施設の変更(構造設備の 変更を伴うものに限る。)の許可を受けようとする者 に係るものを除く。)の許可を受けようとする者 をする介護としての項に規定するクリーニング所の検査を 受けようとする者	福島県条例第五十四号)第七条第一項に規定する浴場業の許可の申請者福島県条例第五十四号)第七条第一項に規定する強場業の許可の申請者福島県条例第四十六号)第一条例(昭和五十五年福島県条例第四十六号)第十四条第一項に規定する興行場営業(臨時興行場及び仮設興行場に係るものを除く。)の許可を受けようとする者福島県条例第六十四号)第一条の表七の項に規定する介護老人保健施設の変更(構造設備の定する介護老人保健施設の変更(構造設備の定する介護老人保健施設の変更(構造設備の定する介護を付うものに限る。)の許可を受けようとする者。 「任福島県条例第七十三号)第一条の表七の項に規定する介護を付うものに限る。)の許可を受けようとする者。 「日本語」を引きている。」の許可を受けようとする者。 「日本語」といる者。 「日本語」といる。 「日本語」といる。 「日本語」といる。 「日本語」といる者。 「日本語」といる。 「日本語」といる者。 「日本語」といる者語 「日本語」といる者語 「日本

				Jμ			,,,				
四の項に規定する魚介類販売業の許可の申請一十十一権 最男貨品衛生活が行う修界表第三の十	者の	0)	一の項に規定する食肉処理業の許可の申請者十六 福島県食品衛生法施行条例別表第三の十	の項に規定する乳類販売業の許可の申請者十五 福島県食品衛生法施行条例別表第三の十	の項に規定する集乳業の許可の申請者十四 福島県食品衛生法施行条例別表第三の九	の項に規定する乳製品製造業の許可の申請者十三 福島県食品衛生法施行条例別表第三の八	申請者 の項に規定する特別牛乳搾取処理業の許可のの項に規定する特別牛乳搾取処理業の許可の十二 福島県食品衛生法施行条例別表第三の七	の項に規定する乳処理業の許可の申請者十一 福島県食品衛生法施行条例別表第三の六	の申請者 「現定するアイスクリーム類製造業の許可項に規定するアイスクリーム類製造業の許の十一福島県食品衛生法施行条例別表第三の五の	項に規定するあん類製造業の許可の申請者九 福島県食品衛生法施行条例別表第三の四の	項に規定する菓子製造業の許可の申請者八 福島県食品衛生法施行条例別表第三の三の
魚分类則 罗著記中 甲語 寻娄米	1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1	食肉製品製造業午可申請手数料食肉販売業許可申請手数料	食肉処理業許可申請手数料	乳類販売業許可申請手数料	集乳業許可申請手数料	乳製品製造業許可申請手数料	数料特別牛乳搾取処理業許可申請手	乳処理業許可申請手数料	請手数料アイスクリーム類製造業許可申	あん類製造業許可申請手数料	菓子製造業許可申請手数料
二十九 福島県食品衛生法施行条例別表第三の	の申請者 二十八 福島県食品衛生法施行条例別表第三の	請者 二十二の項に規定する氷雪販売業の許可の申二十七 福島県食品衛生法施行条例別表第三の	請者二十一の項に規定する氷雪製造業の許可の申二十六 福島県食品衛生法施行条例別表第三の	の申請者	上五	の申請者十九の項に規定する清涼飲料水製造業の許可二十四「福島県食品衛生法施行条例別表第三の	可の申請者 一一十三 福島県食品衛生法施行条例別表第三の二十三 福島県食品衛生法施行条例別表第三の	十七の項に規定する食品の冷凍又は冷蔵業の二十二 福島県食品衛生法施行条例別表第三の	一一一福島県食品衛生法施行条例別表第三の二十一一福島県食品衛生法施行条例別表第三の二十一	の申請者	五つ頁に見定ける魚丫頁竟)を)営業の午可二十 福島県食品衛生法施行条例別表第三の十書
マーガリン又はショートニング	食用油脂製造業許可申請手数料	氷雪販売業許可申請手数料	氷雪製造業許可申請手数料	K	乳酸菌飲料製造業許可申請手数	料流飲料水製造業許可申請手数	数料食品の放射線照射業許可申請手	手数料 手数料	数料数は製造業部可申請手	****	め 科 魚介類競り売り営業許可申請手

平成23年6月21日 火曜日

業の許可の申請者	請者 三十二の項に規定する総菜製造業の許可の申三十七 福島県食品衛生法施行条例別表第三の	申請者 申述者 申述者	者 三十の項に規定する納豆製造業の許可の申請三十五 福島県食品衛生法施行条例別表第三の	請者 二十九の項に規定する豆腐製造業の許可の申三十四 福島県食品衛生法施行条例別表第三の	請者 二十八の項に規定する酒類製造業の許可の申三十三 福島県食品衛生法施行条例別表第三の	の申請者 二十二 福島県食品衛生法施行条例別表第三の三十二 福島県食品衛生法施行条例別表第三の	の申請者 二十六の項に規定するしょうゆ製造業の許可三十一 福島県食品衛生法施行条例別表第三の	者 一番 日本	トニング製造業の許可の申請者二十四の項に規定するマーガリン又はショー
請手数料	総菜製造業許可申請手数料	めん類製造業許可申請手数料	納豆製造業許可申請手数料	豆腐製造業許可申請手数料	酒類製造業許可申請手数料	ソース類製造業許可申請手数料	しょうゆ製造業許可申請手数料	みそ製造業許可申請手数料	製造業許可申請手数料

四十一 四十 三十九 福島県食品衛生法施行条例別表第三の 申請者 関する法律施行条例(昭和五十九年福島県条 に規定する承認の申請者 に関する法律施行条例第二十二条の表六の項十一 風俗営業等の規制及び業務の適正化等 限って営む営業に係る許可の申請者を除く。) 例第五十七号) 第二十一条第一項の表一の項 三十四の項に規定する添加物製造業の許可の に規定する許可の申請者(三月以内の期間を 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に 添加物製造業許可申請手数料 承認の申請に係る手数料 許可の申請に係る手数料

附 則

この規則は、 公布の日から施行する。

総総 務 課

福島県規則第五十号

福島県生活保護法施行細則の一部を改正する規則

福島県生活保護法施行細則(昭和五十四年福島県規則第十三号)の一部を次のように

つき知事が別に定める」に改め、同項各号及び同条第二項を削る 第二条第一項中「関し、次の各号に掲げる」を「関する保護の決定及び実施の状況に

に改め、同項各号を削る。 項中「次の各号に掲げる」を「前条に規定する」に、 第三条第一項中「前条第一項各号に掲げる」を「前条に規定する」に改め、同条第二 「第九号様式」を「第一号様式」

改める。 第四条中「第十号様式」を「第二号様式」に、「第十一号様式」を「第三号様式」に

様式」を「第五号様式」に改め、同条第三号中「第十五号様式」を「第六号様式」に改 第五条第一号中「第十二号様式」を「第四号様式」に改め、同条第二号中「第十三号

に、「第十八号様式」を「第九号様式」に改める。 第六条中「第十六号様式」を「第七号様式」に、 「第十七号様式」を 「第八号様式」

第七条中「第三十条第一項」を「第三十条第一項ただし書」に、

「第十九号様式」を

める。

第十号様式」に改める。

第九条中|第二十号様式」を|第十|号様式』に改める。

第十条を削る。

第十一条第一項中「第二十四号様式」を「第十二号様式」に改め、 同条第二項中 第

第十三条及び第十四条を削る。第十二条中「第二十七号様式」を「第十四号様式」に改め、同条を第十一条とする。二十五号様式」を「第十三号様式」に改め、同条を第十条とする。

二十六号様式」を「第十八号様式」に改め、同条を第十四条とする。第十七条第一項中「第三十五号様式」を「第十七号様式」に改め、同条第二項中「第第十六条中「第三十四号様式」を「第十六号様式」に改め、同条を第十三条とする。第十五条中「第三十三号様式」を「第十五号様式」に改め、同条を第十二条とする。

号様式とする。第十六号様式を第七号様式とし、第十七号様式を第八号様式を第九第十六号様式を第五号様式とし、第十四号様式を削り、第十五号様式を第六号様式とし、第十三号様式を第五号様式とし、第十四号様式を削り、第十二号様式を第四号様式とし、式を第二号様式とし、第十一号様式を第三号様式とし、第十二号様式を第一号様式とし、第十号様第一号様式から第八号様式の三までを削り、第九号様式を第一号様式とし、第十号様

号様式とする。

号様式とする。 第二十五号様式中「(第11※圏孫)」を「(第10※圏孫)」に改め、同様式を第十三

第三十三号様式中「(谿15※ट窓)」を「(谿12※ट窓)第二十八号様式から第三十二号様式までを削る。

__

に改め、

同様式を第十五

福

島

号様式とする。 (総16※匯密)」を「(総13※匯密)」に改め、同様式を第十六号様式とする。

号様式とする。 第三十五号様式中「(第17※圏系)」を「(第14※圏系)」に改め、同様式を第十七

号様式とする。

附則

| の日から施行する。| 1 この規則は、平成二十三年七月一日から施行する。とだし、第30%第1点」を「第30%第1点かぶし書」に改める部分に限る。)は、公布日、「2の規則は、平成二十三年七月一日から施行する。ただし、第十九号様式の改正規

号様式までによる用紙は、所要の調整をして使用することができる。第二十五号様式、第二十七号様式、第三十三号様式及び第三十四号様式から第三十四号様式、第二十四号様式、第二十四号様式、第二十四号様式をで、第二十四号様式、2 この規則の施行の際現に作成されている改正前の福島県生活保護法施行細則第九号

(社会福祉課)